

やしお子育て応援ナビ広告掲載取扱要綱に係る運用基準

(令和 2年9月28日 市長決裁)

この基準は、やしお子育て応援ナビ広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用の明確化を図るため定めるものである。

1 広告掲載位置等

要綱第2条第3項に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載位置は、やしお子育て応援ナビのトップページ下部とする。
- (2) 広告の募集枠は、4枠以内とする。

2 広告掲載の範囲について

要綱第4条第10号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主及びリンク先が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 暗号と疑われるもの又は内容の意味が不明のもの
- (3) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (4) 「不動産の表示に関する公正競争規約」（平成17年11月10日公正取引委員会告示第23号）の表示に関する規定に反しているもの
- (5) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- (6) 通信販売であって連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払方法、返品条件などが不明確なもの
- (7) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (11) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (12) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (13) 酒に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの

- (15) 寄附金の募集に関するもの
- (16) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表示しているもの
- (17) 皇室の写真、紋章その他皇室に関係のもの、又はそれらを誤認させるおそれがあるものを使用したもの
- (18) 個人若しくは団体の意見広告、名刺広告又は謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (19) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (20) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政処分、指導を受け、その後も改善がなされていない申込者のもの
- (21) あたかも八潮市が推奨しているかのような表現を含むもの又はやしお子育て応援ナビの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (22) 八潮市の推進している施策に反するもの

3 添付書類

要綱第7条の添付書類は、広告掲載申込者の業務に係る特定の免許、証明、許可等に係る書面の写しのほか、業務内容が分かるパンフレット等とする。

4 広告の表現について

やしお子育て応援ナビに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤

解を与えるもの)

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)

(2) やしお子育て応援ナビとの差別化

閲覧者が、やしお子育て応援ナビのコンテンツの一部であるかのよう
に誤認するおそれがある表現、又は閲覧者が八潮市の事業であると
錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(3) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背
景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取
るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。ま
た、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に
見えるようにしなければならない。

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること。

イ やしお子育て応援ナビの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような
表現を用いないこと。

ウ やしお子育て応援ナビの閲覧者に不快な感情を与える表現を用い
ないこと。

附 則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。